

# PwC Tax Insight (No.06/2020)

## 新型コロナウィルス(COVID-19)の影響による 通関手続きの要件緩和

Issued Date: 09 March 2020

タイ財務省関税局は関税局告示第47/2563(2020年)を発表し、一時的に、輸入者は承認を得た上で、通関手続きにおいて原産地証明書(フォームE)の写しを提出する事ができるようになりました。

中国各地で、中国政府による新型コロナウィルス(COVID-19)の検疫管理措置が行われた事により、中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)に定められる通常の通関手続きに必要となる原産地証明書(フォームE)の入手ができない輸入業者が発生することが考えられます。

これに対し、タイ関税局は一時的に運用上の要件を緩和する関税局告示第47/2563(2020年)を発表しました。

本告示の内容は以下をご参照ください。



## 主な内容

2020年3月3日から5月31までの間、輸入者は承認を得た上で、通関手続きにおいて原産地証明書(フォームE)の写しを提出する事ができるようになりました。写しの使用の承認を得るには、以下の手続きが必要です。

- オンラインエントリーシステム上の輸入通関フォームに、「現在、原産地証明書(フォームE)の写しの使用を申請し、後にフォームEの原本を提出する」と言う旨のタイ語の文言(ຂອໃຊ້ສານາກພໍາຍ່າທັນສີອົບຮອງຄືນດຳເນີດສິນຄ້າ (Form E) ໄປພລາງຄ່ອນແລະຈະບໍ່ມີດັ່ງນັ້ນ Form E ໃນກາຍຫລັງ)を追加する。
- 関税局告示第132/2562(2019年)の下、通関手続きを進めるために原産地証明書(フォームE)の写しの使用を認める申請書類に記入をする。本告示は、中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)の下、免税や減税について定めたもので、申請フォームは告示に付随されており、こちらから入手が可能です。
- オンラインシステムを通じて税関職員との面談を申請する。
- 原産地証明書(フォームE)の写しと承認済みの申請書を受け取るため、税関職員と面談を行う。

輸入者は輸入商品が税関を通過した後、30日以内に原産地証明書(フォームE)の原本を提出する必要があります。もし、輸入業者が、30日以内に原産地証明書(フォームE)の原本を提出できない場合には、税関は特惠関税の使用を無効と考えます。つまり、税関は査定通知書を発行し、輸入者は未払関税および金利等を支払わなければなりません。

原産地証明書(フォームE)の原本が30日以内に発行できるかどうかが不明であり、かつ輸入者が税関の査定通知書に対し異議申立を行う可能性がある場合には、輸入者はこの方法を選択する場合の潜在的な影響を考慮する必要があります。

輸入者が30日以内に原産地証明書(フォームE)の原本を発行できない可能性がある事を予め分かっている場合には、通常の手続きにより関税の全額を納付し、特惠関税の使用を請求する権利を留保することができます。原産地証明書(フォームE)は商品が輸出されてから1年間は遡って発行する事ができるため、輸入者が原産地証明書(フォームE)の作成が可能となった時に特惠関税の適用を請求する事は認められます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Sumner  
Wiphawee Rungwanitcha  
Tanarat Permpoonsap

#### 日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志  
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
[atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純  
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

名賀石 樹  
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)  
[tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎  
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)  
[matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀  
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)  
[aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典  
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)  
[tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

小島 大佑  
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)  
[daisuke.k.kojima@pwc.com](mailto:daisuke.k.kojima@pwc.com)

川又 麻美  
(0 2844 1321)  
[asami.kawamata@pwc.com](mailto:asami.kawamata@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。